

令和 6 年度ねりま区報制作・編集業務委託（単価契約）に係るプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「令和 6 年度ねりま区報制作・編集業務委託（単価契約）」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル(事業提案)方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件 名 令和 6 年度ねりま区報制作・編集業務委託（単価契約）
- (2) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
※業務を良好な成績で履行したと認められたときは、2 回を限度として、契約の更新を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区区長室広聴広報課および練馬区区長室広聴広報課が指定する場所
- (4) 業務内容 仕様書のとおり
- (5) 概算経費 87,000,000 円（消費税率 10%の税込）
※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

過去 10 年以内に、3 年以上の自治体広報紙（区報や市報など継続的に発行する広報物に限る）の制作・編集業務委託または、これに類似する業務実績があること（いずれも令和 5 年 4 月 1 日時点）。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 委託にあたっての条件等

「令和6年度ねりま区報編集基本方針（案）」【別紙3-1】に基づいた紙面づくりを行うこと。また、契約（仕様書）内容を確実に履行すること。

5 選定方法

5-1 日程（予定）案

募集要領等公表	令和5年9月1日(金)
質問受付期間	令和5年9月1日(金)～9月8日(金)
質問回答日	令和5年9月15日(金)
提案書類提出期限	令和5年10月2日(月)
一次審査（書類審査）	令和5年10月23日(月)
一次審査 結果通知	令和5年10月27日(金)
企画提案作品提出締切日	令和5年11月10日(金)
二次審査（プレゼン・ヒアリング）	令和5年11月27日(月)
二次審査 結果通知	令和5年12月22日(金)までに通知

5-2 質問回答

募集に関する質問は質問書【様式7】に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- （1）質問期間 令和5年9月1日(金)午前9時～令和5年9月8日(金)午後5時
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- （2）質問方法 質問書に記載の上、下記アドレスへ電子メールに添付して送付すること。
- （3）担当部署 練馬区区長室広聴広報課広報係（担当）野島
電話 03-5984-2690（直通） 送信先アドレス：kochokoho@city.nerima.tokyo.jp
- （4）回答方法 令和5年9月15日(金)から、ホームページにて公表する。

5-3 提案書等の提出

参加を希望する者は、以下の内容で提出すること。

- （1）提出期限 令和5年10月2日(月)午後5時まで
- （2）提出方法 提出場所に持参すること
- （3）提出場所 練馬区役所本庁舎7階 区長室広聴広報課広報係
- （4）提出物 提出書類は、「提出書類一覧」【別紙3-2】のとおり
- （5）その他 参加表明書等の再提出および記載内容の変更は認めない

5-4 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3～4社程度を一次審査通過とする。審査結果は、令和5年10月27日(金)までに文書により通知する。

5-5 二次審査

一次審査を通過した者について、令和5年11月27日(月)(予定)に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は1社あたり35分(プレゼンテーション15分、ヒアリング20分)とする。説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、3名以内とする。審査結果は令和5年12月22日(金)(予定)までに書面により通知する。

5-6 企画提案作品(プロトタイプ)の提出

1社1提案の提出とすること。企画提案作品(8ページを予定。実際の印刷と同等のもので提出)の作成に当たっては、審査対象事業者に送付する提案書作成要領等に基づき作成すること。

5-7 評価項目

評価項目については下表のとおり。

(1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none">・事業効率の状況・資金力の有無・借入金の返済能力の有無・経営の安全性 など
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・継続的広報紙の制作実績(類似業務の実績、官公庁との契約実績)
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務執行体制・要員配置の妥当性・担当者の類似業務経験・スケジュールの妥当性
提案内容	<ul style="list-style-type: none">・提案者の特色を生かしたよりよい紙面づくりができるか・特集記事は幅広い世代が親しみを感じられるような内容か・区民参加型・投稿型の連載記事は次回も読みたいと思える内容か・緊急事態や不測の事態に柔軟に対応できるか・誤植を防ぐための対策が図られているか
見積価格	<ul style="list-style-type: none">・見積価格の妥当性
区内雇用の促進・ 区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none">・区民雇用の促進・再委託する場合の区内事業者の活用
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none">・区内に本店を有する

(2) 二次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none">・事業効率の状況・資金力の有無・借入金の返済能力の有無・経営の安全性 など
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・継続的広報紙の制作実績（類似業務の実績、官公庁との契約実績）
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務執行体制・要員配置の妥当性・担当者の類似業務経験・スケジュールの妥当性
受託への意欲・熱意	<ul style="list-style-type: none">・具体的で独創的な提案の有無
提案内容	<ul style="list-style-type: none">・提案者の特色を生かしたよりよい紙面づくりができるか・特集記事は幅広い世代が親しみを感じられるような内容か・区民参加型・投稿型の連載記事は次回も読みたいと思える内容か・緊急事態や不測の事態に柔軟に対応できるか・誤植を防ぐための対策が図られているか
企画提案作品 (プロトタイプ)	<ul style="list-style-type: none">・読みやすく、ターゲットを意識した紙面構成となっているか・原稿やテーマの趣旨が正確にわかりやすく表現されているか・用紙・書体・文字サイズ・色づかいは妥当か・読者の拡大につながる紙面となっているか・写真の配置、イラストは効果的に使用されているか
担当者評価	<ul style="list-style-type: none">・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ ヒアリング	<ul style="list-style-type: none">・説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	<ul style="list-style-type: none">・見積価格の妥当性
区内雇用の促進・ 区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none">・区民雇用の促進・再委託する場合の区内事業者の活用
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none">・区内に本店を有する

6 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のもの新たに受託候補者として選定することができる。

7 情報公開

本件事業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」【別紙3-3】に基づき取扱うものとする。

8 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等、その他の提出物は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 企画提案作品の作成のために区から入手した資料は、企画提案作品の作成以外の目的で使用することはできないものとする。
- (9) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (10) 選定事業者と区は予算の範囲内での協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。
- (11) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (12) 本案件に関する説明会は行わない。

9 問合せ先・担当

練馬区区長室広聴広報課広報係 (担当) 野島
練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所本庁舎7階
電話 03-5984-2690 (直通) F A X 03-3993-1194
メールアドレス: kochokoho@city.nerima.tokyo.jp